

(入札の告示)

北海道檜山振興局告示第1014号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年6月2日

北海道檜山振興局長 竹本 広幸

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

入札番号1 総務課乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価）

入札番号2 農村振興課乗用自動車2台の賃貸借 一式（1月当たりの単価）

(2) 契約の目的の仕様等

別紙仕様書による。

(3) 契約期間

入札番号1 令和8年(2026年)11月2日から令和13年(2031年)10月31日まで

入札番号2 令和9年(2027年)2月1日から令和14年(2032年)1月30日まで

なお、この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除できる旨の特約を付している。

(4) 納入場所

入札番号1 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3 北海道檜山振興局

入札番号2 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3 北海道檜山振興局

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和8年度に有効な道の競争入札資格参加資格のうち物品の賃貸借（分類番号31：自動車）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 北海道内に本店を有すること。

(5) 当該調達物品に関し、江差町内又は江差町に隣接する町内（上ノ国町、乙部町、厚沢部町）にアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(6) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の（4）から（6）までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期

告示日から令和8年6月8日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時00分から午後5時00分まで。

イ 申請の方法

申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

また、申請書については、電子メールで提出することも可能とする。

なお、提出先メールアドレスは以下のウに記載したメールアドレスに限定しているので他のメールアドレスに送信された場合は無効とする。

ウ 申請書類の提出先

郵便番号 043-8558

住 所 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3  
北海道檜山振興局総務課需品係

メールアドレス **hiyama.soumu13@pref.hokkaido.lg.jp**

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3 北海道檜山合同庁舎2階  
北海道檜山振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3 北海道檜山合同庁舎本館2階203会議室

(2) 入札日時

令和8年6月12日(金) 午前10時00分

(3) 開札場所

(1)に同じ

(4) 開札日時

(2)に同じ

6 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 郵便等による入札の可否

認めない。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格の範囲内で最低の価格(借入台数分に係る1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る)した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書の作成について

(1) この契約は、契約書の作成を要する。

(2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

12 その他

(1) 無効入札

開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(3) 最低制限価格

設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額

を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道檜山振興局総務課需品係

イ 所在地 郵便番号 043-8558

北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3

ウ 電話番号 0139-52-6462（直通）

(6) 前金払

前金払はしない。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(12) その他

この告示のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。